

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 1 日現在

機関番号：82505

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730686

研究課題名（和文） 刑罰や取調べに対する国民の意見や認識に関する研究

研究課題名（英文） Public opinions about sentencing and interrogations

研究代表者

和智 妙子 (Taeko Wachi)

科学警察研究所・犯罪行動科学部・主任研究官

研究者番号：30415442

研究成果の概要（和文）：本研究では、大学生と一般国民を対象に取調べや刑罰に対する国民の意見を検討した。一般的な取調べ手法に関する研究から、参加者が積極的傾聴の手法を、有罪の被疑者から自白を得るのに効果的でかつ虚偽自白を得にくいとみなし、最も好ましい手法と認識していることが示された。具体的な殺人事件概要と取調べ手法を提示した研究では、参加者は対抗的な取調べを最も適正ではなく、自白を信用できないとみなしていた。さらに被疑者の有罪の判断には参加者の性別と取調べ手法が影響していることが示された。

研究成果の概要（英文）：This study examines public opinions about interrogation techniques and sentencing by surveying both university students and the general public. The studies on the general interrogation techniques showed that the participants regarded “Active listening” –which is most likely to elicit true confessions from guilty suspects and least likely to elicit false confessions from innocent suspects– as the most preferable technique. The study examining specific murder cases and interrogation styles demonstrated that the participants considered the confrontational type of interrogation technique to be the least fair and believed that the confessions elicited from this technique were the least truthful. In addition, the gender of the participants and the type of interrogation techniques used influenced the participants’ decisions regarding suspects’ guilt or innocence.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	3,100,000	0	3,100,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：臨床心理学

キーワード：犯罪心理学, 国民の意見, 取調べ手法

1. 研究開始当初の背景

2009年より裁判員制度が開始し、国民の司法への参加が推進されることとなった。それに伴い、国民が刑事捜査や裁判に対してどのような態度や認識を持っているかを理解することは、法執行機関にとって重要なこと

である。欧米では犯罪や警察活動、裁判、保護観察などの司法過程に関して、国民がどのような態度や意見を抱いているかについて盛んに研究が行われてきた。しかし、日本ではそのような研究はあまり行われてこなかった。特に、国民の取調べに関する意見の研

究に関して、日本ではこの分野の研究は存在していない。欧米でも、陪審員の意思決定という研究分野で少数の先行研究があるのみである。従って、裁判員裁判における国民の意思決定の理解に役立たせるためにも、日本国民が刑事捜査や裁判に対してどのような意見を持っているかを検討する必要がある。

2. 研究の目的

本研究では取調べや判決に対する国民の意見を検討することを目的としている。特に、以下の2点に関して検討を行う。第一に、警察官の取調べスタイルにより、国民が被疑者が自供すると予想する程度、自供した場合裁判で証拠として認められると思う程度等が異なるかを検討し、国民が公正で効果的とみなす取調べスタイルを明らかにする。第二に、国民の刑罰の判断に影響を与えている要因を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、大学生対象の調査と一般人対象の調査を行った。一般人対象の調査の一部は大学生対象の調査の追試である。以下では調査ごとに説明する。

(1) 大学生対象の調査

①対象：都内の心理学専攻の成人大学生 75名。男性 36名 (48.0%) であり、平均年齢 21.2 歳 ($SD = 3.0$, 中央値 = 21, レンジ = 20-45)。学年は、大学 2 年生 20 名 (26.7%), 3 年生 34 名 (45.3%), 4 年生 20 名 (26.7%), 聴講生 1 名 (1.3%) であった。サンプルのすべてが日本国籍であった。また、すべての参加者が裁判員を経験したことがなかった。

②資料と手続き：犯罪心理学の授業時間内に実施した。参加は任意であり、同意が得られたものには同意書に署名をした上で調査票への記入を依頼した。調査票は合計 8 ページからなっており、以下の 3 つのセクションに分かれている：(ア) 一般的な取調べ手法に関する質問、(イ) 架空の殺人事件の被疑者に対する具体的な取調べスタイルに関する質問、(ウ) 参加者の属性に関する質問である。

セクション(ア)の一般的な取調べ手法は、Wachi et al. (2012)で行った取調べ官対象の調査で利用した手法を用いた。これは 39 項目からなっており、参加者に「一般的に被疑者を取り調べる際、以下の方法はどの程度、適正だと思うか」を 5 段階評定 (1 = 「非常に適正だ」から 5 = 「全く適正ではない」) で尋ねた。また Wachi et al. (2012)の研究より、因子分析を行った結果 39 項目のうち 27 項目が 5 因子¹ (「証拠の提示」因子、「直面」

因子、「関係構築」因子、「積極的傾聴」因子、「事件の話題」因子) にわかれることが示唆されたため、この 27 項目に対して以下の質問を行った：以下の取調べ手法に関して、「犯人 (つまり本当に犯罪を犯した人) に自白させる (罪を認めさせる) のに、どの程度有効だと思うか」「無実の被疑者 (つまり取調べを受けてはいるが、実際は無実の人) を過って自白させてしまう可能性があると思うか」という質問である。参加者には、それぞれ 5 段階評定 (前者は 1 = 「非常に有効だ」から 5 = 「全く有効でない」、後者は 1 = 「非常にそう思う」から 5 = 「全くそう思わない」) で回答してもらった。

セクション(イ)では、殺人事件の簡単な描写と 3 種類の取調べ手法のうち 1 つの取調べ手法の描写を各参加者に提示した。3 種類の取調べ手法は、Wachi et al. (2012)で得られた手法のうち、関係重視の取調べ、証拠重視の取調べ、対抗的な取調べ手法である。これらの事件描写と取調べの描写はオリジナルに作成したものである。各参加者はこれらの手法のうち 1 つを無作為に提示された。ただし、このセクションは「(2)一般国民対象の調査」の調査票作成のための予備調査と位置づけているため、このセクションの結果は記載しない。

セクション(ウ)では、参加者に性別・年齢・学年・国籍・裁判員経験の有無を尋ねた。さらに、警察官に対してどのような感情を持っているかを 7 段階評定 (1 = 「非常に好きだ」から 7 = 「非常に嫌いだ」) で評定してもらった。

(2) 一般国民対象の調査

①対象：日本全国の成人を対象に、インターネット調査を実施した。インターネット調査に参加した者のうち、裁判員に選ばれる条件に当てはまらない者、欠損値が多かった者、MMPI の Lie 尺度で 10 点以上の者 (標準化データの平均より 2SD 以上高い者) を除き、767 名の回答を以下の分析に利用した。

参加者は 47 都道府県に渡り、男性 337 名 (43.9%) であり、平均年齢 41.0 歳 ($SD = 11.4$, 中央値 = 40, レンジ = 20-69)、有職者 489 名 (63.8%) であった。最終学歴は大卒またはそれ以上が 314 名 (40.9%)、裁判員経験者は 2 名であった。

②資料：調査項目は以下の 4 つのセクションに分かれている：(ア)一般的な取調べ手法に関する質問、(イ)架空の殺人事件の容疑者に対する具体的な取調べスタイルに関する質問、(ウ)社会的望ましさを測定するための質

聴は事件との関係の有無に関わらず被疑者の話を積極的に聴く手法、「関係構築」は取調べ官が積極的に被疑者と良い関係を築こうとする手法、「事件の話題」は取調べ官が事件を正面から取り扱う手法である。

¹ 「証拠の提示」は、証拠の利用と関係している手法、「直面」とは被疑者と対峙するような手法、「積極的傾

問、(エ)参加者の属性に関する質問である。

セクション(ア)では(1)の大学生対象の調査と同じ質問項目を利用した。

セクション(イ)では、道具的なタイプの殺人事件と表出的なタイプの殺人事件の2種類のタイプの事件概要と、Wachi et al. (2012)の研究から得られた4種類の取調べスタイルの計8タイプの組み合わせの中から、1つの組み合わせを参加者に無作為に割り当てた。4種類の取調べスタイルは(1)の大学生対象の調査で利用した3種類の取調べスタイルに、特別な手法を利用しない取調べを加えたものである。この最後の取調べを割り当てられた参加者はコントロール群としての役割を担っている。

以下に参加者に提示した2種類の殺人事件と、4種類の取調べスタイルを簡単に説明する。なお、これらの事件描写と取調べの描写は、(1)の大学生対象の調査をもとに、オリジナルに作成したものである。道具的なタイプの殺人事件では、容疑者が失業し借金苦から高齢の男性を殺害し、殺害後被害者の銀行口座から預金を引き出すという事件の描写を提示した。表出的なタイプの殺人事件では、詐欺グループの一員であった容疑者が先輩からの恐喝や暴行に耐えられなくなり、先輩を殺害し山林に遺棄するという事件の描写を提示した。取調べスタイルの描写は上記2種類の事件とともに似た描写になるよう作成した。証拠重視の取調べでは、取調べ官がまず容疑者の供述を聞き、その後防犯カメラの映像やDNA型鑑定の結果等の証拠を被害者にあてるといった取調べを提示した。関係重視の取調べでは、取調べ官が容疑者を人間として尊重し、容疑者の家族や悩みなどプライベートな話を親身に聴き、また、容疑者の良心に訴えるという描写を提示した。対抗的な取調べでは、容疑者の曖昧な態度に取調べ官が怒りを示したり、イライラしたり、容疑者の供述を途中で遮り嘘をついていることがわかるというような取調べを提示した。最後にコントロールの取調べでは、容疑者の供述を聞いた後に、事件を起こしたかどうか尋ねるといった取調べを提示した。

このような事件概要と取調べ手法を提示したあと、この取調べ手法が適正だと思うか、誘導的だと思うか等の質問項目を提示し、参加者に7段階評定(1=「非常にそう思う」から7=「全くそう思わない」)で評定してもらった。なお、質問項目の詳細は「4. 研究成果」を参照されたい。

なお、(ア)の一般的な取調べ手法に関する質問と(イ)の具体的な取調べスタイルに関する質問が相互に影響することを考慮し、半数の参加者には(ア)(イ)の順で、残りの参加者には(イ)(ア)の順で質問項目を提示した。

セクション(ウ)では社会的望ましさを測

定するための指標として、MMPIのLie尺度を利用した。

セクション(エ)では、参加者に、職業・学歴・国籍・警察官による面接の経験の有無・裁判員経験の有無等を尋ねた。さらに、警察官に対する感情を(1)の調査と同様、7段階評定で尋ねた。

4. 研究成果

(1) 大学生対象の調査

39項目の取調べ手法の適正さに関して、90%以上の参加者が「非常に適正だ」または「適正だ」を選択した項目は、多いものから順に「被疑者の話を時間をかけて傾聴した(全体の96%)」「被疑者の身上について下調べをして、情報を頭に入れた(全体の92%)」「被疑者を人間として尊重した(全体の91%)」であった。それとは対照的に、5%以下の参加者しか「非常に適正だ」または「適正だ」を選択しなかった項目は「被疑者に大きな声をあげた(全体の1.3%)」「被疑者に対して怒りの感情を示した(全体の1.3%)」「被疑者が否定したり反論するのを途中で遮った(全体の1.3%)」であった。

次に、警察官に対する感情で取調べ手法への評価が異なるかを検討するために、警察官への感情を評定する項目で、1, 2, 3を選択したものを肯定的感情群、5, 6, 7を選択したものを否定的感情群として、平均点を t 検定で比較した。その結果、肯定的感情群と否定的感情群で統計的に有意な差があったものは以下の項目である:「事件に直接関係のない話でも、被疑者の話を聞いた($t(15.5) = -2.20, p < .05, r = .49$)」「被疑者にとっての重要人物(両親、配偶者、子など)の話を聞いた($t(42) = -2.38, p < .05, r = .34$)」「被疑者の生い立ち等、内面的な話を聞いた($t(42) = -2.60, p < .05, r = .37$)」「被疑者の沈黙に合わせて、取調べ官も沈黙した($t(26.14) = -2.28, p < .05, r = .41$)」である。これらの項目すべてに対して、警察官に対して否定的な感情を持っている参加者の方が、警察官に対して肯定的な感情を持っている参加者に比べて、より「適正ではない」と考えていることが示された。

次に、適正さ、有罪の被疑者、無実の被疑者の場合に関して、Wachi et al. (2012)で得られた5因子(表1参照)について、対応のある一要因分散分析を行った。適正さに関して、Mauchlyの球面性検定の結果、球面性が仮定されなかったため、Greenhouse-Geisserによる自由度の修正をして分散分析を行った。その結果、5因子は有意に異なっていた、 $F(3.60, 266.14) = 167.17, p < .001, \eta^2 = .693$ 。多重比較の結果、積極的傾聴因子は事件の話題因子、関係構築因子、直面因子より有意に適正とみなされた。証拠の提示因

子及び事件の話題因子は、関係構築因子、直面因子より有意に適正とみなされた。さらに、関係構築因子は直面因子より有意に適正とみなされた（表1参照）。

表1 大学生を対象とした、取調べの適正さと有罪/無罪の被疑者の自白のしやすさに対する認識の平均得点（標準偏差）

	適正か (n=75)	有罪容疑者 (n=75)	無実容疑者 (n=75)
証拠の提示	2.20 (0.56) ^{a,b}	1.78 (0.56) ^a	2.36 (0.68) ^b
直面	3.71 (0.55) ^d	3.29 (0.51) ^d	2.08 (0.63) ^a
積極的傾聴	2.08 (0.57) ^a	2.05 (0.57) ^b	3.55 (0.69) ^d
関係構築	2.85 (0.42) ^c	2.80 (0.47) ^c	3.60 (0.57) ^d
事件の話題	2.41 (0.72) ^b	2.36 (0.68) ^b	2.64 (0.98) ^c

Note. 因子の平均値の右肩のアルファベットの差異は、各列内で評定に5%水準で有意差があったものを示している。

また、有罪の被疑者に対する取調べ手法に関して分散分析を行った結果、5因子は有意に異なっていた、 $F(4, 296) = 155.29, p < .001, \eta^2 = .677$ 。多重比較の結果、証拠の提示因子は他の4因子より有意に有罪の被疑者から自白を導くのに効果的だとみなされた。積極的傾聴因子、事件の話題因子は関係構築因子、直面因子より有意に効果的だとみなされ、関係構築因子は直面因子より有意に効果的とみなされた（表1参照）。

さらに、無実の被疑者に対する取調べ手法に関しても同様の分析を行った。Mauchlyの球面性検定の結果、球面性の仮定が満たされていないため、Greenhouse-Geisserによる自由度の修正をして分散分析を行った。その結果、無実の被疑者に対する取調べ手法に関して5因子は有意に異なっていた、 $F(3.16, 234.05) = 107.38, p < .001, \eta^2 = .591$ 。多重比較の結果、直面因子は他の4因子より有意に無実の被疑者を虚偽自白に導きやすいとみなされた。証拠の提示因子は、事件の話題因子・積極的傾聴因子・関係構築因子より有意に虚偽自白に導きやすいとみなされ、事件の話題因子は関係構築因子・積極的傾聴因子より有意に虚偽自白に導きやすいとみなされた（表1参照）。

最後に、有罪の被疑者、無実の被疑者からの自白の得やすさに関して、警察官への感情によって分類した肯定的感情群と否定的感情群で差異があるかを検討した。5因子の平均得点に関してt検定を行った結果、有罪の被疑者に対して自白を導きやすいかどうかを尋ねた場合、積極的傾聴因子でのみ、肯定的感情群と否定的感情群で有意差が見られた ($t(42) = -2.35, p < .05, r = .34$)。警察官へ肯定的感情をもっている群の方が否定的感情を持っている群より、有罪の被疑者に対して積極的傾聴を有意に効果的だと判断していた。一方、無実の被疑者を虚偽自白に導いてしまうかに関しても両群の差異を

検討するためにt検定を行って比較したところ、どの因子に対しても有意差は見られなかった。つまり、無実の被疑者に対しては、警察官に対する感情で、取調べ手法の評価に差がないことが示された。

(2) 一般国民対象の調査

最初に上記の大学生対象に行った調査と同様の分析を、一般国民対象に行った調査項目(A)に対して実施した。適正さ、有罪容疑者、無実容疑者の場合別に、上記5因子について対応のある一要因の分散分析を実施した。3つの場合すべてにおいて、Mauchlyの球面性検定の結果、球面性が仮定されなかったため、Greenhouse-Geisserによる自由度の修正をして分析を行った。その結果、適正さ、有罪容疑者、無実容疑者のすべての場合において、5因子は有意に異なっていた、 $F(3.33, 2515.97) = 740.12, p < .001, \eta^2 = .495$, $F(3.15, 2396.73) = 628.70, p < .001, \eta^2 = .452$, $F(2.45, 1861.18) = 340.20, p < .001, \eta^2 = .309$ 。多重比較の結果を表2に示す。適正さに関しては、積極的傾聴・事件の話題が同程度に適正だとみなされた。有罪容疑者に関しては、証拠の提示、積極的傾聴、事件の話題が同程度に自白に導くのに有効とみなされた。一方、直面が無実の容疑者を虚偽自白に導く可能性が高いとされ、積極的傾聴が最も虚偽自白に導きにくいとみなされた。

表2 一般国民を対象とした、取調べの適正さと有罪/無罪の被疑者の自白のしやすさに対する認識の平均得点（標準偏差）

	適正か (n=757)	有罪容疑者 (n=763)	無実容疑者 (n=760)
証拠の提示	2.58 (0.63) ^b	2.36 (0.67) ^a	2.59 (0.80) ^b
直面	3.63 (0.68) ^d	3.43 (0.72) ^c	2.30 (0.81) ^a
積極的傾聴	2.44 (0.67) ^a	2.39 (0.67) ^a	3.22 (0.78) ^c
関係構築	2.92 (0.49) ^c	2.81 (0.50) ^b	3.15 (0.56) ^d
事件の話題	2.48 (0.65) ^a	2.40 (0.70) ^a	2.99 (0.77) ^c

Note. 因子の平均値の右肩のアルファベットの差異は、各列内で評定に5%水準で有意差があったものを示している。

表3 警察官肯定群・否定群ごとの有罪容疑者・無実容疑者の自白の引き出しやすさの認識の平均得点（標準偏差）

	有罪容疑者		t値	無実容疑者		t値
	肯定群 (n=275)	否定群 (n=222)		肯定群 (n=273)	否定群 (n=222)	
証拠の提示	2.19 (0.60)	2.52 (0.75)	-5.23***	2.58 (0.74)	2.57 (0.88) _c	0.03
直面	3.36 (0.76) _a	3.58 (0.71)	-3.36**	2.26 (0.76)	2.26 (0.94)	-0.08
積極的傾聴	2.21 (0.63)	2.50 (0.72)	-4.81***	3.32 (0.83)	3.21 (0.80)	1.35
関係構築	2.73 (0.53)	2.86 (0.50)	-2.79**	3.20 (0.57) _b	3.13 (0.59)	1.47
事件の話題	2.28 (0.68) _a	2.50 (0.75)	-3.37**	3.07 (0.78)	2.94 (0.80)	1.87

** $p < .01$. *** $p < .001$.

a: n=274, b: n=272, c: n=220

さらに、(1)の大学生対象の調査と同様に、警察官への感情が有罪容疑者・無実容疑者の自白の引き出しやすさに関する認識に影響があるかを *t* 検定を行って検討した。その結果、有罪の容疑者に関しては、肯定群はすべての因子をより有効だとみなしていた。一方、無実の容疑者に関しては、統計的に有意な差は見られなかった(表3参照)。

次に、架空の殺人事件に対する具体的な取調べ手法に関する質問(イ)についての分析結果を示す。以下の7項目に関して、異なる取調べ手法のグループ(証拠重視の取調べ群・関係重視の取調べ群・対抗的な取調べ群・コントロール群)ごとに、被験者間の一要因の分散分析を実施した；取調べ手法は①適正だと思うか、②誘導的だと思うか、③高圧的だと思うか、④実際に犯罪をした人を自白に導くのに有効と思うか。さらに、容疑者が上記取調べで自白した場合、その自白が⑤信用できると思うか、⑥自発的になされたものと思うか、⑦裁判で認められると思うか、である。

分散分析の結果、すべての項目に関して、統計的に有意な結果になった。多重比較の結果、上記項目①③⑥⑦に関して、対抗的な取調べを提示された群は、他の群に対して有意な差を示した(表4参照)。

表4 異なる取調べ手法のグループごとの各質問項目に対する平均得点(標準偏差)

	証拠重視 (n = 189)	関係重視 (n = 187)	対抗的 (n = 194)	コントロール (n = 194)
①適正か	2.54 ^a (1.20)	2.70 ^a (1.11)	4.26 ^b (1.31)	2.61 ^a (1.18)
②誘導的か	4.60 ^b (1.49)	4.44 ^b (1.30)	3.96 ^a (1.25)	5.19 ^c (1.25)
③高圧的か	5.48 ^b (1.31)	5.37 ^b (1.13)	3.20 ^a (1.19)	5.48 ^b (1.13)
④有効か	3.18 ^a (1.24)	3.17 ^a (1.04)	4.42 ^b (1.23)	4.13 ^b (1.16)
⑤自白が信用できるか	2.94 ^a (1.18)	3.04 ^{ab} (1.04)	4.23 ^c (1.18)	3.30 ^b (1.14)
⑥自白が自発的か	3.19 ^a (1.30)	3.19 ^a (1.19)	4.58 ^b (1.26)	3.13 ^a (1.28)
⑦裁判で信用できるか	2.83 ^a (1.09)	2.93 ^a (1.06)	3.89 ^b (1.23)	2.97 ^a (1.14)

Note. 因子の平均値の右側のアルファベットの差異は、各行内で評定に5%水準で有意差があったものを示している
尺度:1 = 非常にそう思う ~ 7 = 全くそう思わない

対抗的な取調べ群は、この取調べ手法を有意に適正ではなく、高圧的で、この取調べの手法で得られた自白は自発的とは言えず、裁判でも信用できないとみなした。また、項目②取調べが誘導的かに関して、対抗的な取調べ群は有意に誘導的であるとみなし、次に、証拠重視の取調べ群・関係重視の取調べ群が同程度に誘導的であるとみなし、コントロール群が最も誘導的でないこととみなすという結果になった。取調べが有罪の被疑者の自白を導くのに有効か(項目④)に関しては、証拠重

視の取調べ群と関係重視の取調べ群が他の2つの群よりも有意に有効であるとみなした。項目⑤自白が信用できるかに関しては、証拠重視の取調べ群は、この手法で得られた自白が有意に信用できるとみなし、対抗的な取調べ群は他の3群に比べて有意に自白を信用できないとみなしていた。

さらに、刑罰に対する国民の意見に影響を与える要因を検討するために、「容疑者が上記取調べで自白した場合、裁判では判決はどのようなになると思うか」という回答(有罪・無罪)を従属変数、性別、年齢、職業(有職、無職/学生)、婚姻関係(既婚、未婚)、最終学歴(中卒/高卒/高専卒/専門学校卒、短大卒/大卒以上)、取調べ手法(証拠重視、関係重視、対抗的、コントロール)を独立変数として、ロジスティック回帰分析を実施した結果、有意なモデルを得た、 $\chi^2(8) = 30.81, p < .001$ 。表5に示されているように、容疑者を無罪と判断する際、性別と取調べ手法が有意に関係していることが示された。男性は女性よりも2.36倍容疑者を無罪とみなす傾向があり、対抗的な取調べを提示された群は、コントロール群よりも2.13倍容疑者を無罪とみなす傾向があった。性別・取調べ手法に関して、有罪・無罪を選択したものの人数と割合を表6に示す。

表5 有罪・無罪の判決を予測するロジスティック回帰分析の結果

	B	SE	Exp(B)	95% CI	p
性別	-.96	0.34	0.38	[0.19, 0.75]	.005
年齢	.00	0.01	1.00	[0.98, 1.03]	.824
職業	.20	0.36	1.22	[0.60, 2.47]	.585
学歴	.23	0.30	1.26	[0.70, 2.26]	.446
婚姻	.03	0.32	1.03	[0.55, 1.93]	.933
取調べ手法					< .001
証拠重視	.78	0.49	2.19	[0.84, 5.69]	.108
関係重視	.76	0.49	2.13	[0.82, 5.51]	.120
対抗的	-.75	0.36	0.47	[0.23, 0.96]	.038

表6 性別・取調べ手法の群ごとの、有罪・無罪と判定した人数と割合

	性別	無罪		有罪	
		n	%	n	%
性別	男性	35	11.2%	277	88.8%
	女性	20	5.0%	383	95.5%
取調べ手法	証拠重視	7	3.8%	179	96.2%
	関係重視	8	4.6%	167	95.4%
	対抗的	27	15.4%	148	84.6%
	コントロール	13	7.3%	166	92.7%

(3) 研究のまとめ

本研究では、大学生と一般国民を対象に、取調べ手法や刑罰に対して国民がどのような意見を持っているかを検討した。まず、Wachi et al. (2012)で提示された取調べ手

法5因子(「証拠の提示」因子,「直面」因子,「関係構築」因子,「積極的傾聴」因子,「事件の話題」因子)に関して,大学生および一般国民がどのような意見を持っているかを検討した。その結果,大学生と一般国民ともにほぼ同様の結果が得られた。適正さに関しては,積極的傾聴因子が最も適正であり,直面因子が最も適正ではないという結果になった。また,有罪の被疑者からの自白の得やすさに関しては,大学生の場合は,証拠の提示因子が最も自白を得やすく,次に積極的傾聴因子,事件の話題因子が同様に自白を得やすいとみなされたのに対し,一般国民では証拠の提示因子,積極的傾聴因子,事件の話題因子すべてが同様に最も自白を得やすいとみなされた。ただし,最も自白が得にくいのが直面因子であり,その次に自白が得にくいのは関係構築因子であるという結果は,大学生・一般国民同様であった。無実の被疑者に関しては,大学生・一般国民ほぼ同様の結果が得られ,直面因子が最も虚偽自白を得やすいと判断され,次に証拠の提示因子,さらに事件の話題因子が続いた。このように,積極的傾聴因子は,最も適正とみなされ,さらに最も虚偽自白を得にくく,有罪の被疑者からも自白を得やすいと判断されたことから,国民が最も好ましい手法と判断していることが示された。さらに,警察官への感情が取調べ手法の判断に影響を与えていることも示唆され,この結果は一般国民対象の調査の方でより明らかであった;警察官に肯定的な感情を持っている者の方が否定的な感情を持っている者より,有罪の被疑者から自白を得る際,すべての手法がより効果的だとみなしていた。一方,無実の被疑者に関しては,警察官への好悪の感情による差異は見られなかった。

さらに,架空の殺人事件の描写を提示した調査では,国民は他の取調べ手法と比較して,被疑者に対抗する取調べをより適正ではなく,誘導的で高圧的であり,その取調べによって得られた自白がより信用できず,さらには裁判でも認められないとみなしていた。一方,証拠重視の取調べと関係重視の取調べはともに,適正であり,自白を得るのに有効であり,自白も信用できるとみなされた。被疑者の判決に関する意見においても,取調べの手法によって違いが見られ,被疑者がたとえ自白したとしても,対抗的な取調べでは被疑者を無罪であるとみなす傾向がよりみられた。一方,性別以外の属性は被疑者が有罪であるか否かの判断には影響していないことが示された。これらの結果は,取調べ手法という警察がコントロールできる要因が,一般国民の取調べの適正さの判断だけでなく,裁判の判決にも影響を与えることが示されており,適正な取調べ手法を警察が積極的に利

用していくことの重要性が示されたと言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者,研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

(1) 和智妙子, 取調べに対する大学生の意見, 犯罪学雑誌, 査読有, 2013, 79(2), 44-54.

[学会発表](計3件)

① 和智妙子, 取調べや刑罰に関する国民の意見, 犯罪心理学会, 2012年9月8日, 大正大学

② Taeko Wachi & Michael E. Lamb, Public opinion of Japanese interrogation techniques, 5th Annual Conference of the International Investigative Interviewing Research Group, 2012年5月24日, カナダ

③ 和智妙子, 取調べに対する国民の意見～大学生対象の調査から～, 第48回日本犯罪学会総会, 2011年12月3日, 獨協大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和智 妙子 (Taeko Wachi)

科学警察研究所・犯罪行動科学部・主任研究官

研究者番号: 30415442